

1 趣旨

この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）の適正な積算を促進するため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定める。

2 定義

- (1) この要領において「工事」とは、建設業法第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) この要領において「調査基準価格」とは、広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程第8条の2の調査基準価格をいう。
- (3) この要領において「重点調査」とは、広島県水道広域連合企業団建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱（以下「低入要綱」という。）第7条第3項の重点調査をいう。

3 対象工事

企業団が一般競争入札又は指名競争入札により発注する全ての工事

4 工事費内訳書の提出

- (1) 書面により入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出させるものとする。
- (2) 広島県水道広域連合企業団電子入札実施要領に基づく電子入札システムにより入札に参加する者には、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させるものとする。

ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合には、求める全ての様式を書面により提出させるものとする。（電子ファイルと書面の併用や、両方での提出は認めない。）

なお、この場合においては、電子入札システムへ「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付させるものとする。
- (3) 書面によらない場合は、Microsoft Excel 2013、Microsoft Word 2013 又は Adobe Reader DC で閲覧・印刷可能なものとする。

- (4) 書面により入札に参加する場合、又は電子ファイルの容量等の問題により書面で提出する場合においては、次の事項を記入した封筒に封入して提出させるものとする。
- ア 提出者の商号又は名称
 - イ 工事費内訳書が在中している旨
 - ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日
- (5) 上記により難い場合は、別に定める。

5 入札参加者への周知

発注者は、工事費内訳書の提出等について、入札公告又は入札条件に記載すること等により周知するものとする。

6 工事費内訳書の様式及び記入内容等

- (1) 工事費内訳書の様式及び内容は次表のとおりとする。

なお、特殊設備工事を除く営繕工事（以下「営繕工事」という。）の場合は、「様式1～3」を「様式営1～営3」に読み替えて適用するものとする。

様式	内容
様式1	工事費内訳書（表紙）
様式2	「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」
様式3	労務賃金調書

- (2) 工事費内訳書への記入が必要な内容は次のとおりとする。

ア 予定価格を事前公表とする工事

- (ア) 調査基準価格以上の価格で入札する場合

様式1及び様式2（「下請負人及び見積額」に関する部分を除く。）

- (イ) 調査基準価格を下回る価格で入札する場合

様式1、様式2及び様式3

イ 予定価格を事後公表とする工事

様式1、様式2（「下請負人及び見積額」に関する部分を除く。）

なお、入札価格が調査基準価格未満であった場合には、「下請負人及び見積額」に関する部分を記載した様式2及び様式3については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書（別記1）で指定した提出期限（依頼日から起算して3日以内）に提出するものとする。この場合の様式2は、6（3）イ（イ）のとおり、工事数量総括表に記入されている、費目・工種明細など、単位及び数量を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。

- (3) 工事費内訳書の記入方法は次のとおりとする。

ア 様式1 工事費内訳書（表紙）

- (ア) 入札者の商号又は名称、工事名を記入すること。
- (イ) 予定価格を事前公表とする工事において調査基準価格未満で入札する場合は、1及び2について回答を記入すること。
- (ウ) 重点調査の対象となる場合は3に回答を記入すること。
- (エ) 予定価格を事後公表とする工事においては、調査基準価格未満の入札となった場合を想定し、1から3について回答を記入すること。

イ 様式2 「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

（工事費の内訳）

- (ア) 工事名、入札者の商号又は名称を記入すること。
- (イ) 工事数量総括表に記入されている、費目・工種明細など、単位及び数量（営繕工事の場合は、参考数量書に記載されている中科目までの項目、単位及び数量）を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。なお、調査基準価格以上で入札する場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル3まで記入し、レベル4は記入不要とする。ただし、入札公告又は入札条件により別途工事費内訳書の記入方法を示す場合は、その記入方法によることができる。
- (ウ) 工事価格は、入札価格と同額であること。

なお、工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計と入札価格が同額であること。

- (エ) 諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。

なお、工事数量総括表で本工事費、付帯工事費、補償工事費等、費目が複数設定されている場合は、それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。

また、施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで2箇所以上の工事箇所がある場合も、それぞれの箇所毎に諸経費等を記入すること。ただし、入札公告又は入札条件により別途工事費内訳書の記入方法を示す場合は、その記入方法によることができる。

- (オ) 総合評価落札方式の適用工事のうち、技術評価2型、技術評価1型及び高度技術提案型により実施する工事においては、調査基準価格以上で入札する場合は該当するレベル3の工種の下に、調査基準価格未満で入札する場合は該当するレベル4の工種の下に、技術提案の内容及びこれに係る経費等を記入すること。

（下請負人及び見積額）

- (カ) 全ての一次下請予定者の商号又は名称を記入すること。
- (キ) 工事費の内訳に記入された全ての項目について、入札者及び全ての一次下請予定者の内訳を記入すること。
- (ク) 一次下請予定者から見積を徴収する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種・数

量等を明示した見積とすること。

(ケ) 一次下請予定者から見積を徴収した際は、提出された見積書の内容を反映して記入すること。

また、全ての一次下請予定者の見積書（押印あり）の写しを添付すること。

(コ) 建設工事に該当しない警備の委託（業務）等については、それを手配する予定の入札者又は一次下請負予定者に含めて記入すること。

ウ 様式3 労務賃金調書

(ア) 入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。

(イ) 職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入すること。

7 工事費内訳書の審査方法

審査は、開札後、落札候補者が提出した工事費内訳書により行うものとし、追加資料の提出は認めない。

ただし、発注者は必要と認めた場合には、入札者に説明を求めることができる。

(1) 次に該当する者は、失格とし、落札者としめないものとする。

ア 全般

(ア) 6で記入を求める様式が開札時に提出されていない場合。

(イ) 4で規定する提出方法によらない場合。

イ 様式1

(ア) 入札者の商号又は名称が適切に記入されていない場合。

(イ) 当該工事の工事名が適切に記入されていない場合。

ウ 様式2

(工事費の内訳)

(ア) 当該工事の工事名が適切に記入されていない場合。

(イ) 入札者の商号又は名称が記入されていない場合。

(ウ) 設計図書に示す工事数量総括表に記載されている「費目・工種明細など」、「単位」、「数量」(6(3)イ(イ)及び(エ)ただし書きによる場合は、入札公告又は入札条件により別途示す項目)が漏れなく適切に記入されていない場合、及びそれらの「見積額」が記入されていない場合。ただし、調査基準価格以上で入札している場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル3までの単位及び数量とする。

なお、営繕工事の場合は、参考数量書に記載されている中科目までの項目、単位及び数量とする。

(エ) 工事価格（工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計金額）と入札金額が異なる場合

(オ) 6で記入を求めている場合において、技術提案の内容及びそれに係る経費等が

適切に記入されていない場合

(下請負人及び見積額)

(カ) 6で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者の商号又は名称が記入されていない場合

(キ) 6で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者からの見積書(写し)の添付がない場合、一次下請予定者の押印が無い場合、又は具体的な工種・数量等を明示した見積となっていない場合

(ク) 6で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、一次下請予定者からの見積書に記入された工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しない場合

エ 様式3

(ア) 6で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者(下請の予定がある場合)の会社名が記入されていない場合

(イ) 6で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者(下請の予定がある場合)の該当職種の最低額及び最高額が記入されていない場合

(2) なお、調査基準価格を下回る入札金額の場合は、低入札価格調査において上記(1)に加え、次の事項を確認する。

ア 様式1の該当項目に回答があること、及びその回答により、低入要綱第10条に定める低価格入札者と契約する場合の措置等の履行を予定していることが確認できること

イ 一次下請予定者の見積書に基づき適正に計上されていること

ウ 設計図書(仕様書等)に計上している設計数量(参考数量)を満足する数量に基づく見積であること

エ 適正な見積(積算)に基づき工事価格が算出されていること

8 提出された工事費内訳書の取扱い

- (1) 提出された工事費内訳書の引換え、変更、撤回(取消)又は追加等は認めない。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却せず他の入札関係書類と併せて保管する。
- (3) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。
- (4) 提出された工事費内訳書は、広島県水道広域連合企業団情報公開条例に基づく開示の対象となる。

9 災害復旧工事等に係る特例の取扱い

6(3)イ(イ)及び(エ)ただし書きは、災害復旧工事等の円滑な執行を図るため、企業長が特に必要と認める場合に適用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に入札の執行手続が完了しているものについては、なお従前の例による。

3 この要領は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所が発注する建設工事に適用する。

4 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が発注する建設工事については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の規則等をこの規程とみなして適用する。

5 前項の規定において、構成団体の契約規則、財務規則等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

別記 1

低入札価格調査資料等提出依頼書

令和 年 月 日

様

契約担当職員

工事名

工事場所

令和 年 月 日に開札した上記工事について、広島県水道広域連合企業団工事費内訳書取扱要領 6 (1) に規定する労務賃金調書 (様式 3) を令和 年 月 日までに提出してください。

提出しない場合及び提出した資料が実際の施工体制等と異なる事実があった場合は、指名除外等を措置することがあります。

提出期限までに、資料の提出がない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項 (同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。) に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不相当であると認めて低入札価格調査を終了します。

※施行上の注意

企業団建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第 7 条第 3 項に定める重点調査に該当するときは、同要綱別記 2 の様式を使用し、「広島県水道広域連合企業団工事費内訳書取扱要領 6 (1) に規定する労務賃金調書 (様式 3)」の提出をあわせて求めることとする。